

2017年度の指導計画

個別指導

再指導が減少、高点数個別の増加が可能に

表1 個別指導、集团的個別指導の計画概要の推移

	2013年度		2014年度		2015年度		2016年度		2017年度
	選定	実績	選定	実績	選定	実績	選定	実績	選定
新規指定医療機関	180	144	180	171	180	167	174	130	172
(1) 前年9月1日～今年8月31日までに指定を受けた保険医療機関	180		180		171		170		170
(2) 前年度の未実施となった保険医療機関	0		0		9		4		2
個別指導	217	51	218	42	217	41	218	45	218
(1) 情報提供があった医療機関									
①今年度新たに選定される保険医療機関	4		2		20		7		7
②前年度以前に選定され未実施の保険医療機関	0		0		5		1		4
合計(①+②)	4		2		25		8		11
(2) 再指導									
①要再指導の保険医療機関									
・今年度新たに選定される保険医療機関	27		15		13		27		13
・前年度以前に選定され未実施の保険医療機関	0		0		0		0		0
②監査の結果、「戒告」等を受けた保険医療機関	0		0		0		0		0
合計(①+②)	27		15		13		27		13
(3) 高点数保険医療機関									
前々年度に集团的個別指導を受け、前年度も高点数となった医療機関	184		197		179		183		194
(4) その他：都道府県個別指導が必要な医療機関	1		2		0		0		0
(5) 指導を再開する保険医療機関	1		2		0		0		0
集团的個別指導	432	430	433	429	436	429	436	433	437

2017年度指導計画の概要が開示された。新規個別指導や個別指導、集团的個別指導の選定数や実施の見通しについて解説したい(社保研究部)。

個別指導選定は218件

新規開業者を含む個別指導は既に4月から実施されており、合計29日間にとり実施される。実施日は全て木曜日で、第1木曜はなるべく避けようように組まれている。

新規個別172件

新規個別指導は、2016年9月から2017年8月までに開業する医療機関170件を予定しており、概ね6カ月を経過してから1年以内に実施されている。また、前年度の未実施2件も今年度を実施する。

今後の予定日

7月20日、27日、8月10日、24日、9月14日、28日、10月12日、19日、26日、11月9日、16日、30日、12月7日、14日、21日、2018年1月18日、25日、2月8日、15日

個別指導の内訳

個別指導の選定総件数は218件で、内訳は次

実施可能は50件

選定件数と実績を比較したものが表1で、新規

のとおりになっている(表1参照)。

情報提供…情報提供による選定は、今年度の選定7件と、昨年度の未実施4件を合わせた11件で、昨年度と比べて微増にとどまっている。

再指導…再指導は、昨年度の27件から13件に半減し、前々年度の水準に戻った。

高点数…2015年度に集团的個別指導を受け、2016年度も引き続き高点数になった医療機関のうち194件を選定している。

開業を除く個別指導は、ここ数年は40数件で推移していることが分かる。実施件数が多い年度でも51件であり、これが年度内に消化できる許容範囲といえる。

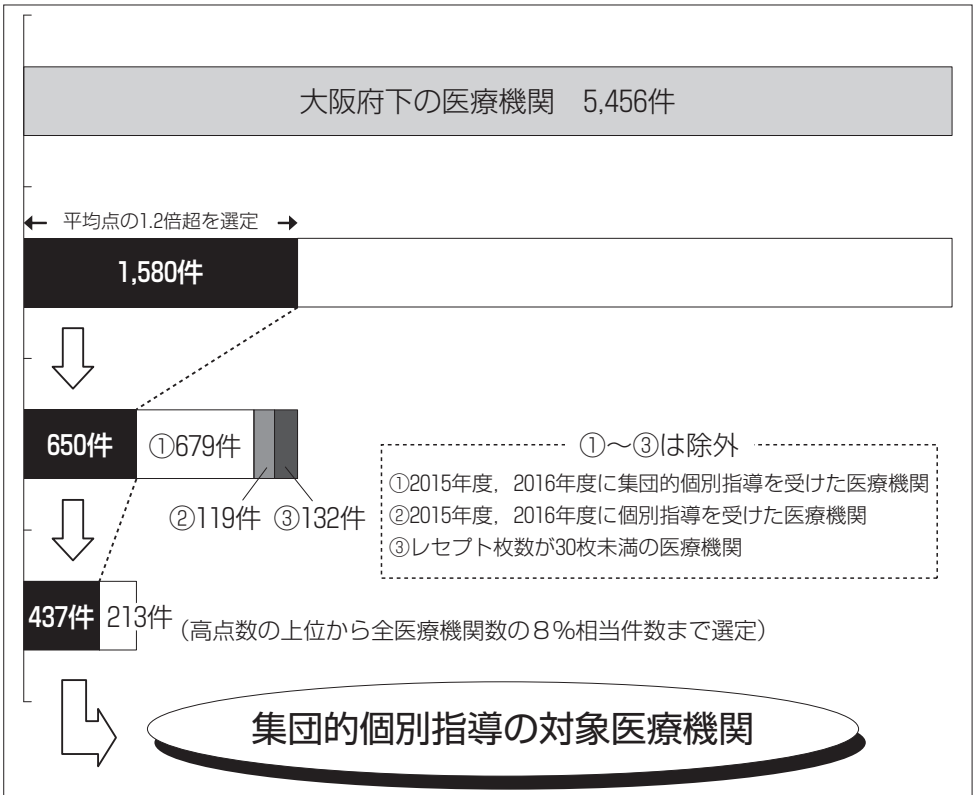
指導の優先順位

実施可能なマンパワーをどのように配分するかは、厚労省が指導大綱で定めている(図1)。

図1 個別指導の選定基準(新規指定の個別指導を除く)



図2 2017年度集团的個別指導の対象医療機関の選定過程



高点数個別の対象

高点数個別指導の対象医療機関は、2014年度が高点数だったために2015年度に集团的個別指導を受け、引き続き2016年度も高点数だった医療機関になる。

今年の10月5日に集团的個別指導に呼びだされる医療機関は、2018年度も引き続き高点数だった場合に高点数個別指導の選定対象となる。ただし、選定件数に占める実施率は極めて低い。

集团的個別は437件

高点数の医療機関が選定される集团的個別指導は、10月5日に実施される。今年度は、437件が選ばれている。

情報提供による選定は、再指導や高点数と違

い、年度途中でも追加選定される。例えば、2014年度は、情報提供による選定が2件しかないのに対し、「2014年度に未実施となった医療機関」が5件に増えている(表1)。

情報の提供元は、患者、保険者、従業員の3つに分かれている。特に従業員からの内部告発は、大きな恐れがあるので、適切な対応が必要である。

ここから次の医療機関が除外される。①2015年度、2016年度に集团的個別指導を受けた医療機関(679件)②2015年度、2016年度に新規個別指導または個別指導を受けた医療機関(119件)③レセプト枚数が月あたり30件未満の医療機関

8%以下も選定

上記のように、単純に府下の上位8%が集团的個別指導に呼ばれるわけではない。特に、①前年度、前々年度に集团的個別指導を受けた医療機関

は、前年度、前々年度に新規個別指導または個別指導を受けた医療機関

満の医療機関(132件)。つまり、全体の17%強にあたる930件が除外されることになる。その結果、650件が残るが、最終的には全保険医療機関数の8%を超えない取り決めなので、436件が抽出され、最終的に437件になる。

高点数個別は不合理な理由によるものが多い。協会の保連連は、このルールができた1996年以来、是正・廃止を求めている。

保険診療の質的向上や適正化を求めているので、個別指導への連動とは切り離れた上で、6年に一度の保険医療機関の指定講習時に実施するなど、方法はいろいろある。

高点数個別は不合理

そもそも高点数を個別指導の選定理由にする仕組みそのものが不合理である。

高点数個別は不合理な理由によるものが多い。協会の保連連は、このルールができた1996年以来、是正・廃止を求めている。